

高松市地域包括支援センター運営業務委託事業 法人評価基準

No.	評価項目	評価点	配点
1	法人に係る事項		25
(1)	法人概要		10
	ア 法人理念・運営方針	法人理念・運営方針などから委託に適した法人であるか。	(5)
	イ 財政基盤	安定的、継続的に法人運営が可能な財政基盤があるか。 (事務局採点)	(5)
(2)	法人実績		15
	ア 地域包括支援センターの運営実績	・包括センターの運営実績がある法人は5点、実績がない法人は0点 (事務局採点)	(5)
	イ 高齢者福祉に関する事業実績	包括センターの運営に生かせる事業実績があるか。 ・老人介護支援センター事業を実施する法人は3点 ・その他、介護保険サービスを除く高齢者福祉に関する事業を実施する法人は2点 (事務局採点)	(5)
	ウ 介護保険サービスの事業実績	指定介護予防支援事業所業務の実施に生かせる実績があるか。 ・指定居宅介護支援事業を実施する法人は3点 ・その他、介護保険サービス事業を実施する法人は2点 (事務局採点)	(5)
2	地域包括支援センター運営に係る事項		95
(1)	認識及び体制		25
	ア 応募動機	応募動機が真摯であり、運営に対する意欲や積極性があるか。	(5)
	イ 応募圏域に対する認識	圏域の特性や地域課題について把握しているか。	(5)
	ウ 役割認識	包括センターの基本的な機能・役割を理解し「地域包括ケア」の中核機関として役割を果たせるか。	(5)
	エ 地域のネットワークづくり	地域の関係機関や関係職種との連携体制を整えられるか。	(5)
	オ 公正・中立性の確保	公益性の視点を持ち、公正・中立性を確保するための方策が整っているか。	(5)
(2)	職員配置		20
	ア 職員の配置	3職種職員が確保されているか。(評価基準の点数2倍)	(10)
	イ 欠員が生じた場合の体制確保	3職種に欠員が生じた場合に対応可能な体制が整っているか。	(5)
	ウ 人材育成	職員の資質向上や専門性向上に向けた取り組みを検討しているか。	(5)

(3) 業務に関する事項			30
ア 実態把握	高齢者の実態を把握し、地域課題や支援のニーズを捉える実行可能な取組や体制があるか。	(5)	
イ 権利擁護業務	虐待対応、消費者被害防止における包括センターの役割を正しく理解し、実行可能な体制があるか。	(5)	
ウ 認知症総合支援事業	地域の実情に応じた支援の取り組みを検討しているか。	(5)	
エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援	包括的・継続的ケアマネジメント支援について正しく理解し、実行可能な体制があるか。	(5)	
オ 指定介護予防支援等業務	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを行うための取組を考えているか。	(5)	
カ その他（任意記載）	包括センターの役割や地域課題を踏まえた独自の提案があるか。	(5)	
(4) 実施体制・緊急時の対応			20
ア 夜間等時間外	夜間等時間外の相談・対応体制を整えているか。	(5)	
イ 緊急時の対応	緊急時の対応体制を整えているか。	(5)	
ウ 苦情処理の対応	苦情に対し適切な処理ができる体制を整えているか。	(5)	
エ 個人情報の保護・管理	個人情報について適切かつ安全に管理できる体制を整えているか。	(5)	
3 その他			10
	見積金額（総額）	最も低い額を提示した応募者を10点とし、2番目に低い額を提示した応募者を5点とし、3番目以降の応募者は0点とする。 (事務局採点) 【例】最低額がA者・B者、2番目に低い額がC者、3番目に低い額がD者の場合…A者・B者10点、C者5点、D者0点	(10)
計			130

※1 見積金額が限度額を超過している場合は、評価点は算出せず失格とする。

※2 各選定委員の合計得点が、配点合計（満点）の6割に達しない応募者は選定されない。

※3 各委員の得点の合計が最も高い応募者が2者以上あるときは、包括センター運営事業に係る業務委託料の見積金額が低い応募者を予定者として選定する。見積金額が同額の場合は、選定委員会の協議により選定する。

【「提案内容」の評価基準】

非常に優れている	5点
優れている	4点
普通である	3点
やや物足りない	2点
物足りない	1点
評価内容を満たしていない・提案なし	0点